川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

# 幸通信No.13

発行日　平成 28 年 11 月 1 日

紅葉の便りを耳にすることが多くなってきた今日この頃ですが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

さて、全国手をつなぐ育成会連合会発行の交流誌『手をつなぐ』9 月号では、全国から障害のある皆さんとそのご家族の写真を募集し、たくさんの写真が掲載されましたが、皆さん一人ひとりの笑顔がとても力強くさわやかでした。

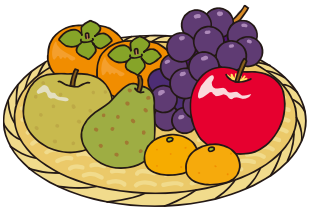

幸支部としても、今後も、障害のあるなしに関係なく一人の人間として豊かな人生を送れることを願いながら活動していきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（幸支部役員一同）

## 「成年後見制度利用促進法」って？

幸通信№11 でお知らせした「成年後見制度利用促進法」について、訂正を含め、どのようなことなのか紹介したいと思います。№11 で、この法律のポイントを下囲みにある内容で紹介しましたが、正しくは①～④までが「成年後見制度利用促進法」（5 月 13 日施行）で、⑤は「改正民法及び家事事件手続法」（10 月 13 日施行）でした。訂正してお詫びいたします。申し訳ありません。

① 後見人となる人材確保のため市民後見人への研修や情報提供を実施
② 家庭裁判所や関係機関の監督体制を強化
③ 利用者増に向けた基本計画を策定し、内閣府に首相をトップとする会議を設置
④ 医療や介護に関する後見人の権限拡大を検討
⑤ 後見人に郵便物の開封や死亡後の手続き代行を認める

さて、「成年後見制度利用促進法」は 2025 年に団塊の世代が後期高齢者となることなどから、「成年後見制度」を利用する人の増加を考慮して、後見人を担う人材を育成するなど制度の利用を促進するために作られた法律だそうです。①がこれに当たるのかと思います。

また、②は成年後見人制の運用が始まってから、後見人による被後見人の財産横領や、後見人が被後見人の思いを反映しないで後見業務を行ってしまうというような不適切な運用が起ったために設けられました。

そして、③にあるように、総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画を策定することとなりました。その計画を策定していくのが「成年後見制度利用促進会議」です。この会議は、首相をトップに内閣府に特別の機関として設置されています。また、この他に、内閣府には「成年後見制度利用促進委員会」が設置されています。この委員会は 10 人以内で組織するとなっていて、より具体的な検討をしていくようです。委員の中には、全国手をつなぐ育成会連合会の久保厚子会長もいらっしゃいます。久保会長の資料をインターネットで拝見したのですが、知的障害のある人やその家族がより使いやすい後見制度を目指しての意見を提出してくださっていました。

国連の障害者権利員会は、現行の「成年後見制度」の本人に意思能力がないという前提で代行決定する枠組みについて、障害者権利条約に反するとの見解を示しているそうです。附帯決議として参院内閣委員会は、障害者権利条約 12 条（法の前にひとしく認められる権利）の趣旨に沿って被後見人の自己決定権を最大限尊重すること、後見人による不正を防ぐための措置を講じることを政府に求めています。

④の医療や介護に関する成年後見人の権限拡大を検討には、成年後見人等の事務範囲の検討し必要な措置を講ずることの他に、意思決定が困難な人の場合でも円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方についても検討し、その結果に基づきその措置が講じられるようにすることになっていますので、今後、医療機関などでの対応に期待が持てそうです。

「改正民法及び家事事件手続法」では、⑤にあるように、家庭裁判所が認めれば、被後見人宛ての郵便物を後見人のところに配達してもらえることや、被後見人が亡くなった場合には火葬手続きを行える規定が設けられました。

誰もが安心して「成年後見制度」を利用できるようになるためには、信頼できる後見人がたくさんいることだと思います。「成年後見制度」の利用を促進させていく一番の原動力になるものは、人材育成かもしれません。

（仁尾　智都子）

## 「障害者のある人の高齢化」について

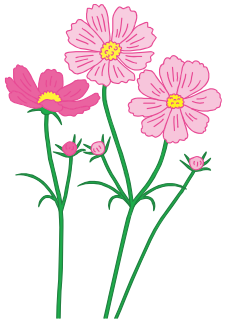

5 月 25 日、第 190 回通常国会で「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正法案が可決・成立しましたが、衆議院では 10 項目の、また、参議院では 17 項目の附帯決議がつきました。特に、障害のある人が高齢になったときの「障害福祉制度」と「介護保険制度」の使い方については、両院とも

『障害者福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になってもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討すること』

としています。また、介護保険サービスの利用負担について、衆議院では、

『障害者の介護保険サービスの利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、その在り方について必要な見直しを検討すること。また、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を検討すること。』

参議院では、

『障害者の介護保険サービスの利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、障害者が制度の谷間に落ちないために、その在り方について必要な見直しを検討するとともに、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を講ずること。』

との付帯決議がなされました。

障害者総合支援法のサービスを利用している人の 9 割は利用者負担がゼロだそうですが、2015 年の厚生労働省の調査では、介護保険利用に移った人の 1 ヶ月の平均負担額が以前のそれと比べて 9 倍の 7183 円になっているとのことです。厚生労働省は、この改正で、

『65 歳に至るまで相当の長期期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける』

としています。

この「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の一部改正は、2018 年 4 月 1 日施行です。（障害児福祉計画策定は 2016 年 6 月 3 日施行）

少子高齢社会を乗り切るには、成年後見制度を利用するときもそうですが、障害のあるなしに関係なく、これから「どのような人生を送っていきたいのか」を考えていかなければならないようです。　　（仁尾　智都子）

# 平成 28 年度　第 14 回川崎市幸区社会福祉大会

9 月 27 日（火）幸市民館大ホールにて、今年度の幸区社会福祉大会が開催されました。

この大会は、社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会の主催で、「幸区民と社会福祉関係者が一堂に会して、安心して暮らすことのできる地域社会づくりについて、共に考え、活動を充実させていく意を新たにするとともに、日頃より地域福祉向上に貢献されている方々の功績を称える」（開催要項より）という趣旨のもとに行われています。

第 1 部は、顕彰式典で、社会福祉に功労のあった方々に表彰状、感謝状が贈られました。お一人ずつ授与されるたびに会場から大きな拍手が惜しみなく贈られ、とても心温まる式典でした。

第 2 部は、記念映画「遺体　明日への十日間」の上映がありました。

また、会場のロビーでは、交流事業として、障がい者施設・地域作業所活動紹介の、幸区内 9 施設の製品の販売がありました。1 部と 2 部の間の休憩時間には、たくさんのお客さんで賑わっていて大変盛況でした。私は、福祉大会に今回初めて出席しましたが、幸区の福祉に携わる方々の温かい気持ちや、熱い志に触れて、あらためて、幸パワーを実感しました。　（髙山　君子）

# 幸のほっと❤スポット　File9　幸区役所多目的広場

モニュメント

昨年 5 月に、新庁舎がオープンした幸区役所ですが、旧庁舎の跡地に今年 6 月に 75 台が駐車可能な駐車場が完成し、さらに 10 月 1 日には多目的広場と遊歩道が完成しました。

遊歩道は、優しい色の石畳で、幅も広くてとても歩きやすそうです。道沿いの花壇には区画ごとに違う花が植えられているようです。(出来立てなので、まだ少ししか咲いていませんが)幸通信№.4 で紹介した藤棚も、少し移動したとのことでしたが、ちゃんと残っています。モニュメントや藤棚のある場所には、ベンチも置いてあるので、座って一息つけます。清楚な藤の花が咲く季節が今から楽しみです。また、運動場もありますので、体を動かすこともできます。

ここが藤棚↑

この多目的広場は、今年の区民祭の来場者の投票で名前が「ゆめ広場」と決まりました。区民の夢がつまった「ゆめ広場」。幸区にまたひとつ素敵な「ほっとスポット」が増えました。　（髙山　君子）